

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2312131号
令和5年12月13日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和5年11月1日付け原管発官R5第136号をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、セキュリティ強化の取組から得た気づき等を「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）に反映するため、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第2条（基本方針）を以下のとおり変更するものである。

- ・社長がリーダーシップを発揮し、原子力安全監視室の補佐により申請者及び協力企業の従業員の意識と行動についてモニタリングを実施し、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切に対応し、継続的な安全性向上を実現することを明記
- ・CAP（是正処置プログラム）を活用して継続的な改善を図ること、及び保安活動における変更管理の運用を徹底することを明記
- ・その他、核物質防護規定における「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」の記載内容を踏まえた記載の明確化

III. 審査の内容

原子力規制委員会は、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可（平成29年12月

27日許可)の際に、申請者が福島第一原子力発電所事故を起こした当事者であることを踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号及び第3号に定める技術的能力の審査の一環として行った原子炉設置者としての適格性の審査の過程において、原子力規制委員会への回答文書(「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」(2017年8月25日東京電力ホールディングス株式会社))、原子力規制委員会での議論(平成29年度第33回原子力規制委員会(平成29年8月30日))等において確約した取組(以下「7つの約束等」という。)について、将来にわたる履行の確保の観点から、保安規定に定めることを求めた。こうした経緯を踏まえ、規制庁は、令和2年10月30日付け原規発第2010305号をもって認可した柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書における原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更の審査において、以下の事項を確認したことにより、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当せず、かつ、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

- ① 7つの約束等を遵守することが保安規定の基本方針として定められていること
- ② 原子力規制委員会の示した基本的考え方の内容と原子力規制委員会への回答文書内容及び原子力規制委員会での議論の内容を整理し、これらを網羅した基本姿勢を定め、この基本姿勢にのっとり保安活動を実施するとしていること
- ③ ②を実施するため、基本姿勢を品質マネジメントシステムに位置付け、個々の保安活動に展開するとしていること
- ④ 特にリスクへの取組として、不確実・未確定なものも含め安全上重要なリスク情報を速やかに社長に報告し、必要に応じた措置を実施するとともに、その対応状況について組織の外部へ速やかかつ確実に提供することが定められていること

規制庁は、本申請は基本姿勢を変更するものであることから、本申請についても上述の①～④の事項について審査した。

規制庁は、本申請について、上述の①～④の事項を変更するものではないことを確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当せず、かつ、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。